

九州大学先導的人材育成フェローシップ事業（情報・AI 分野）

令和6年度フェロー予約採用2次募集要項

<令和6年4月博士後期課程1年次 入進学希望者対象>

1. 先導的人材育成フェローシップ事業（情報・AI 分野）の趣旨

情報・AI 分野の研究を行う博士後期課程学生を対象にフェローとして選考し、経済的支援を行うとともに、研究力向上及びキャリア支援を目的として、次の4つの取組を軸に様々な分野で活躍できる博士人材の育成を行います。

- ・様々な学術分野からの参加者からなる「分野横断型勉強会」
- ・招聘した著名研究者・事業者等による「キャリアパス拡大講演会」
- ・企業やアカデミアでの経験豊富なキャリア支援専任メンターによる、フェローへのアドバイス
- ・国内企業・研究所及び海外のインターンシップに係る体系的支援

本事業では、九州大学が培ってきた分野横断型教育並びに企業連携教育のノウハウを活用しつつ、他分野および様々な業種における技術利用動向に触れる機会を設け、大学の研究者と企業が一体となり、経済的支援とキャリア支援が一体的・恒常的となった新たな若手研究者支援モデルの創設を目指しています。

2. 予約採用について

本事業のフェローは博士後期課程学生が対象となりますが、令和5年8月現在、大学院修士課程2年次に在学する者を対象に予約採用を行い、フェロー候補者として、令和6年度九州大学大学院システム情報科学府博士後期課程入学試験に合格の上、令和6年4月に入学した場合にフェローとして本採用とするものです。

3. 申請資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- ① 令和6年4月1日に大学院システム情報科学府情報理工学専攻、電気電子工学専攻の、博士後期課程1年次に入・進学を希望する者
- ② 前記①の各専攻において研究に専念することを希望する者
※研究活動に支障がない範囲でのTAやアルバイトの実施は可
- ③ 「4. フェローとしての義務」を遵守することが確約できる者
- ④ 他のフェローシップ事業に申請していない者（見込みを含む）

4. フェローとしての義務

- ① あらかじめ定めた研究計画に基づき、学業及び研究に専念しなければならない。
- ② 研究の進捗状況に関して、実施委員会が指定する期間に報告しなければならない。
- ③ 研究費の使用状況について、実施委員会が求めた場合には必要な報告をしなければならない。
- ④ 適正な研究活動を推進するための規則等を遵守しなければならない。
- ⑤ 「キャリアパス拡大講演会」および「分野横断型勉強会」へ参画しなければならない。
- ⑥ メンター教員との定期的な面談(キャリアパス相談)を行わなければならない。
- ⑦ 実施委員会が認める1か月以上の長期インターンシップを支援期間中に経験しなければならない。

※本フェロースhip事業の制度が見直され令和6年度より新たな事業に移行する可能性があります。これにより、必須科目の履修など、事業の内容を一部変更せざるを得ない可能性もありますのでご承知おきください。

5. 氏名の公表

フェロー候補者が本採用となった場合は、本学のホームページでその氏名を公表する。

6. 研究奨励金の支給額（予定）

- ① 研究専念支援金:年間240万円【月額20万円】
- ② 研究費（研究活動に資する使途に使用）：年額10万円～50万円
※国の政策動向や事業の制度変更に伴い、見直される可能性があります

7. 支給期間

3年間 ※標準終業年限内

8. 採用人数

4人程度

9. 応募手続き、選考等

- ① 申請書類
 - ・情報・AI分野フェロー申請書（様式1）
 - ・研究計画書（様式2）
 - ・推薦書（様式3）

（注意事項等）申請書類に不備がある場合は受理できない。
申請書類提出後は、原則として記載事項の変更は認めない。
- ② 募集期間 令和5年8月17日（木）～令和5年8月31日（木）17時必着
- ③ 応募方法
 - ・①の申請書類3種をZIPにて圧縮、氏名をZIPファイル名にする。
 - ・次のURLにアップロード
<https://archive.iii.kyushu-u.ac.jp/public/LbomQAIJv65CYL6sWeNLMxhrmNutsf22L5vELEZKccF>
 - ・申請書類提出を、fellowship_infai(a)jimu.isee.kyushu-u.ac.jpあてE-Mailにて連絡（※「(a)」は「@」と読み替えてください。）
- ④ 選考方法
申請書類に基づく個別面接審査（日時等詳細については、応募者へ別途連絡）
- ⑤ 選考結果発表 令和5年9月中旬の予定
選考結果については、応募者へ個別に通知する。
- ⑥ 個人情報の取扱い
応募時に提出された氏名、住所、その他個人情報については、本選考及び本事業の遂行のために利用し、それ以外の目的では利用しません。

10. 研究奨励金について

研究奨励金（研究専念支援金及び研究費）の支給方法等、必要な事項については、フェロー候補者決定通知の際、併せて通知する。

11. 本採用とすることができない者

フェロー候補者に決定後、令和6年4月1日時点において、次のいずれかに該当（予定を含む）する場合は、本採用とすることが出来ません。

- ① 独立行政法人日本学術振興会の特別研究員として採用されている者
- ② 国費外国人留学生制度による支援を受けている者
- ③ 留学生のうち、母国からの奨学金等の支援を受けている者
- ④ 現職の社会人学生で、十分な生活費相当額を当該学生が受給可能な制度が所属企業等にある者
- ⑤ 他の団体等より奨学金等を受けており、当該団体等以外からの資金援助を受けることが認められていない者

12. 研究奨励金の支給停止・取消・返還

- ① 次のいずれかに該当する場合は研究奨励金の支給の停止またはフェローの資格を取消す。
 - ・申請することができない者に該当することとなった場合
 - ・休学(フェローとしての義務が遂行できる場合は除く)若しくは退学し又は除籍となった場合
 - ・懲戒処分を受けた場合
 - ・毎年度実施する支給継続審査において、フェローの義務を履行していないとされた場合
 - ・学業及び研究に専念しない又は性行が不良であるとして、フェローとして不適格であるとされた場合
 - ・死亡した場合
- ② 停止又は取り消された研究奨励金が既に振り込まれていた場合には、当該フェローは速やかに研究奨励金を返還しなければならない。

13. 研究奨励金の支給再開

研究奨励金の支給を停止した者について、停止事由が消滅し、受給を再開することが適切であると認められる場合には、支給を再開することがある。

14. 研究専念支援金に関する税金の取扱い

- ① 研究専念支援金は雑所得として課税対象の扱いとなるため、フェロー自らが確定申告を行う必要があること。1年間(1月1日～12月31日)に受けた奨励金の金額から、授業料などの研究に要した費用を必要経費として控除した残額が課税対象額となる。確定申告を行うために収支状況の記録の作成や領収書等の証拠書類の保存が必要となる。
- ② 課税対象額に応じて、居住する市区町村に「住民税」を納税する必要があること(外国人留学生の場合は、日本国と留学生の母国との租税条約等により、税金の取扱いが異なる場合がある。)

15. 国民健康保険等の取扱い

- ① 国民健康保険等の被扶養者要件喪失等

フェローが被保険者として家族の健康保険、船員保険、共済組合に加入している場合で、研究専念支援金の受給により、年額130万円以上の恒常的収入をえることになったときは、家族の健康保険等の被扶養者から外れ、フェロー本人が国民健康保険に加入する必要がある。
※国民健康保険料については自治体によって金額が異なるため、居住する市(区)役所又は町村役場の国民健康保険担当窓口を確認すること。

※扶養義務者(親等)の職場等における扶養手当等の取扱いについて確認するよう扶養義務者に伝えること。

② 国民年金保険料の納入

・日本国内に住む全ての者は、20歳から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられている。学生は、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」により、学生本人の前年の所得が一定以下の場合は支払いが猶予される。

・研究専念支援金の受給により、「学生納付特例制度」による猶予を受けられなくなったときは、国民年金保険料の納入義務が発生する。

*本人の前年の所得が一定以下

めやす:118万円 + 扶養親族等の数×38万円 + 社会保険料控除等

※具体的な国民年金保険の手続きについては、居住する市(区)役所又は町村役場の国民年金担当窓口を確認すること。

参考：日本年金機構 Web ページ

<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/hokenryo/20150313-02.html>

16. 問合せ先

システム情報科学研究院 フェローシップ事務室

E-Mail: [fellowship_infai\(a\)jimu.isee.kyushu-u.ac.jp](mailto:fellowship_infai(a)jimu.isee.kyushu-u.ac.jp)

(※「(a)」は「@」と読み替えてください。)